

令和 7 年度

荒川中部農業水利事業
導水幹線（その 8）工事

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局荒川中部農業水利事業所

第1章 総 則

荒川中部農業水利事業導水幹線（その8）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営荒川中部土地改良事業計画に基づき、かんがい用水を供給する導水幹線のトンネル区間及び暗渠区間の補強等を実施するものである。

2. 工事場所

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢地内ほか

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

トンネル区間	・ 空洞充填工	L=60.0m (65.6m ³)
	・ 内面補強工	L= 7.0m (No. 63+18 ～ No. 63+25)
	・ 水抜工	L=60.0m (12箇所：@5.0m千鳥)
暗渠区間	・ 製管工	L=21.5m

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

第3章 施工条件

1. 工程制限

(1) 本工事の作業可能日は、18日（月平均）を想定している。

(2) 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は終日通水をするため、作業不可である。

(3) 本工事におけるトンネル内作業については、令和7年10月1日以降に着手するものとし、事前に着手日を監督職員へ報告するものとする。また、トンネル内作業を令和8年3月25日まで、桜沢立坑内作業を令和8年5月11日までに終了する計画としている。

なお、トンネル内作業終了後は昼夜通水の計画としていることから、可能となる日を監督職員に報告するものとする。

2. トンネル・暗渠区間内への進入

桜沢立坑からトンネル・暗渠区間内に進入するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日として、雨天・休日等12日/月を見込んでいる。なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者

の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 330 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確認していることや適切な工程になる工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 5 月 11 日（工事完了期限日）まで

5. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（5 月 3 日～5 月 5 日）、夏期休暇（8 月 13 日～8 月 15 日）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1－1－9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を施工しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

導水幹線（その 9）工事

工期：令和 8 年 3 月から令和 9 年 3 月まで（予定）

2. 第三者に対する措置

（1）騒音、振動対策

1）騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2）地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、対策について監督職員

と協議を行うものとする。

(2) 濁水処理対策

トンネル・暗渠内作業等に伴い、下流水路に濁水等が流れ出すおそれがある場合は、監督職員と協議し濁水処理対策を行わなければならない。

(3) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）とする。

2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数の増減等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交替要員の有無	備考
県道広木折原線・寄居町道 9454 号交差部	1 名/日	昼間	無	末野立坑
寄居町道 9454・9448 号線交差部	1 名/日	昼間	無	末野立坑
県道 62 号	2 名/日	昼間	無	桜沢立坑

3) 本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。

4) 県道等の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

(4) 資機材の運搬等

内挿管補強工で施工済みである F R P M 管中込材の圧縮強度は 1.0N/mm² であり、資機材運搬等で管体に損傷を与えないように留意するものとする。

(5) 隣接地に対する措置

1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮しなければならない。

2) 本工事周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について監督職員と協議しなければならない。

3. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

第 5 章 指定仮設

1. 現場搬入路

県道 62 号線及び寄居町道 9454・9448 号線を現場搬入路として利用することとしている。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、利用に先立ち道路状況を調査し、監督職員に結果を報告しなければならない。

2. 湧水対策

工事中に著しい湧水の発生等により設備の変更及び追加が必要となった場合、監督職員と協議を行うものとする。

なお、トンネル内の施工箇所における湧水の流量は、 $0.10\text{m}^3/\text{sec}$ を想定している。

釜場設置箇所は、No. 82+28.580 付近 2 カ所、No. 87+1.226 付近 1 カ所を想定している。

3. 仮設ヤード

仮設備・機材は図面に示すとおり計画している。また、換気設備については、末野立坑及び桜沢立坑を計画している。

4. クレーン

トンネル内作業時の立坑での吊込み吊卸しについては、ラフテレーンクレーン 4.9t 吊りを想定しているが、それにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

5. トンネル・暗渠内の換気

トンネル内の換気は送気式で $200\text{m}^3/\text{min}$ の換気量を想定しているが、内部の状況等によってこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別添図面に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員及び地権者の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

なお、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、地権者より土地返還引受書を徴収するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。なお、監督職員が指示する材料については試験成績書等を提出しなければならない。

(1) 裏込注入材

配合比：A液：B液 1：2±0.2（重量比）

発泡倍率：12 倍±3

フォーム密度： $98\pm 20\text{kg}/\text{m}^3$

圧縮強度：1 N/mm² 以上

(2) 高強度炭素繊維グリッド

1) グリッド補強材

使用するグリッド補強材は以下の材料を想定しているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

項目	単位	規格	備考
補強繊維		高強度炭素繊維	平板
グリッド筋断面積	mm ²	6.6	
引張強度	N/mm ²	1,400	JSCE-E5311999
引張弾性率	N/mm ²	100,000	JSCE-E5311999
筋ピッチ	mm	100	

2) リベットアンカー、ワッシャー

使用するリベットアンカー、ワッシャーは以下の材料を想定しているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

① リベットアンカーは、φ6.0mm、L=40.0mm、SUS304 製とする。

② ワッシャーは、φ25mm、1.0mm、M6 用、SUS304 製とする。

(3) 表面被覆材

ポリマーセメントモルタルとし、下表の品質規格を満足するものとする。

試験方法等		規格値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 18 mm/√年以下）	
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度 20±2℃、相対湿度 60±10%で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数：10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1. 5N/mm ² 以上
		多湿条件	
		低温条件	
		水中条件	1. 0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	
温冷繰返し条件			
圧縮強度試験	JSCE-K 561（28 日養生）	21. 0N/mm ² 以上 （10 N/mm ² /3Hr 以上）	
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が 0. 05%以下	
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案） （材齢28日、10時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5 以下、 HPFRCC：2.5 以下	

(4) ウィーブホール φ50 H-PVC トンネル用

(5) 鉄筋 (コンクリート用鋼棒) JIS G 3112 (SD295A, SD345)

(6) 鋼製支保材

部材	材質	備考
H鋼(H-100×100×6×8×2, 615)	SS400	JIS G3192
継手板(PL- t 12×100×100)	SS400	JIS G3192
ボルト・ナット(M18×50)	SS400	JIS B1180 2014
さや管(φ 21.7× t 2.3×60)	STK400	JIS G3444
支保工継材(φ 13×1120)	SD295	JIS G3112
パネル固定材(皿ボルト M10×50)	SUS	JIS B1180 2014
パネル固定材(PL- t 6×75×200)	SS400	JIS G3192

H型支保工塗装

- ・工場内での錆止め塗装とする。
- ・塗装については以下の使用を標準とする。
 - ①前処理：アルカリ脱脂＋酸洗い＋酸亜鉛被膜処理
 - ②塗装：J I S H 8 6 4 1仕様とする。
 - ③塗膜厚：H D Z 5 5仕様とする。

(7) レジンコンクリートパネル

項 目	単 位	規 格 値	備 考
表面被覆材粗度係数	—	0.010 以下	
水砂噴流摩耗試験 (摩耗深さ)		部材厚の 1/3 以下 (部材厚 2.1mm 以上)	耐摩耗性 (摩耗深さ) 標準供試体との比
圧縮強度 (参考値)	N/mm ²	80 以上	
曲げ強度	N/mm ²	20 以上	
比重測定値	Kg/ℓ	2.2±0.15	
線膨張係数	1/℃	2.0×10 ⁻⁵ 以下	伸び率測定
製品厚さ	mm	10 以上	
固結樹脂	—	不飽和ポリエステル樹脂	
耐食、耐薬品性	%	塩化ナトリウム浸漬変化率 0.3%	JIS K 8150 10%濃度
	%	硫酸浸漬変化率 ±0.3%	JIS K 8951 30%濃度
	%	水酸化ナトリウム浸漬変化率 ±0.3%	JIS K 8576 40%濃度
製造方法	—	高温高压下プレス成形	

(8) シール材

項 目	単 位	主 剤	硬 化 剤	備 考
主成分	—	エポキシ樹脂	ポリアミドアミン	—
外観	—	淡黄乳白色	灰 色	目視
粘度	Pa・S	300	550	JIS K6883 に準ずる
比重	—	1.50	1.50	JIS K6883 に準ずる
配合比	—	1 : 1		
混合比重		1.50		
可使時間	min	80		23℃・300g スケール
指触乾燥時間	h	8 以内		23℃
硬度	D タイプ	D50		JIS K7215 に準ずる
引張強度	N/mm ²	6.0		JIS K7113 に準ずる
伸び	%	50.0		JIS K7113 に準ずる
圧縮強度	N /mm ²	25.0		JIS K6911 に準ずる
接着性	N/mm ²	7.0		JIS K6024 に準ずる
		2.0		建研式接着力試験機

(9) 水中不分離性可塑モルタル材

可塑モルタル ($F_c = 1.0 \text{ N/mm}^2$) の配合、品質基準は次のとおりとする。

高 炉 セ メ ン ト B 種	可塑剤 A 材	水 (A 材)	可塑剤 B 材	水 (B 材)	フロー値	一軸圧縮 強度
350kg	25Kg	376Kg	60Kg	477Kg	80~155mm	σ_{28} 1.0N/mm ²

(10) パネル鋼製支保工補強型グラウト材

パネルライニング工法用裏込充填材 ($F_c = 30 \text{ N/mm}^2$) の配合、品質基準は次のとおりとする。

W/C	セメント (普通ポルト)	微粒子混和材 (MP グラウト相当品)	高流動化材 (ESK 相 当 品)	硬化促進剤 (EQK 相 当 品)	水中不 分離剤	フ ロ ー 値 J14(sec)
60.1%	900Kg	450kg	10kg	3kg	10.5kg	3±2

(11) SUS 製止水バンド

口径	φ 2,400mm
内水圧	1.0 MPa を許容
外水圧	0.05MPa を許容
止水ゴム材質	水道用ゴム (JIS K 6353)
ステンレス鋼板	SUS304 (JIS G 430 または 4305)

(12) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定される場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料について監督職員が提出を指示することがある。

材 料 名	提 出 物
裏込注入材	試験成績書、配合報告書
高強度炭素繊維グリッド	カタログ、試験成績書
ポリマーセメント	カタログ、試験成績書、配合報告書
ウィープホール	カタログ
リベットアンカー	カタログ、試験成績書
一次覆工鋼製枠	カタログ、試験成績書
レジンコンクリートパネル（曲面）	カタログ、試験成績書
パネル鋼製支保工補強型グラウト材	カタログ、試験成績書、配合報告書
パネル目地コーキング材	カタログ、試験成績書
鋼製支保工	カタログ、試験成績書
SUS アンカーボルト・皿ボルト	カタログ、試験成績書
SUS 製止水バンド	カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

工事材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合、これに応じなければならない。

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、施工位置図に示す 3-272（T.P. 106.525m）、3-273（T.P. 105.934m）、3-257（T.P. 108.941m）、KBM. 3（T.P. 105.060m）、KBM. 4（T.P. 103.406m）、W3N0. 1（T.P. 90.682）を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1）本工事の施工段階は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2）下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
裏込注入工	注入量・注入圧	初期施工後 1 箇所		
製管工（一次）	外観・寸法	初期・鋼製枠設置後		
	外観・寸法	初期・パネル設置後		
	配合・注入圧	可塑モルタル施工前、施工中		
製管工（二次）	外観・寸法	初期・鋼製支保工設置後		
	配置間隔	鉄筋配置後		
	外観・寸法	初期・パネル設置後		
	配合・注入圧	微粒子グラウト施工前、施工中		
敷鉄板	枚数若しくは面積	初期施工後 1 箇所		

(3) 既設構造物に対する処置

本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告し確認を得なければならない。

(4) 設計図書等について

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

(5) トンネル内作業

1) 6:00 より玉淀ダムからの取水を停止することから、バッテリーカーの走行は9:00 から可能と想定している。

また、18:00 より玉淀ダムの送水を開始することから、作業完了の連絡時間等を考慮し17:00 までにトンネル内の資機材を撤去し、トンネル内の作業を完了させるものとする。

なお、トンネルの通断水に影響のない地上部等での作業（始業前点検、資機材搬入準備、後片付け、翌日作業の準備等）においては、8:00 から17:00 までを想定している。

2) トンネル内作業に当たっては、安全に施工が可能な状態であるか十分確認した上で施工を行うものとする。

3) トンネル内について、可燃性ガスの発生は想定していないが、可燃性ガスの管理は労働安全衛生規則第381条により観察を行わなければならない。

4) 幹線水路は18:00 から通水を行う計画であるため、それまでに確実に作業を終え坑外に退出するものとするが、退出等に時間を要するような場合は荒川中部土地改良区へ確実に連絡するものとする。

5) 幹線水路は18:00 から通水を行う計画であるため、通水により一部でも用水に浸かり流失のおそれがある資機材については、坑外に撤去するものとする。

6) トンネル内作業開始前及び作業中において、トンネル内の異常が確認された場合は直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所へ待避させるものとする。

7) トンネル内の資材運搬はバッテリー式運搬台車によるものとする。

8) 導水幹線に最大0.7m³/sの用水を18:00 から6:00 までの間流下させることを想定している。

(6) 角落とし

水路内作業を安全に作業するため玉淀ダム取水ゲートの角落としを水路内作業開始前に設置し、水路内作業完了後は夜間通水のために撤去するものとする。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

産業廃棄物 区分	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	亀井産業 (株) 熊谷工場	熊谷市三ヶ尻 4230-1	7 時 45 分～ 16 時 45 分	再資源化施 設業者
廃プラ	(株)シタラ興産	深谷市折之口字稜威 ヶ原 1771-1	8 時 30 分～ 17 時 30 分	再資源化施 設業者

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工種	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4. 裏込注入工

(1) 一般事項

裏込注入工は、覆工コンクリートと地山との間に存在する空洞を充填することを目的とし、注入管の設置、注入材の充填を行うことを言う。

(2) 規格及び品質

本工事で使用する注入材の規格及び品質は、次のとおりであり、カタログ、試験成績を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。

1) 本工事の裏込注入に使用する材料は、ノンフロム発泡ウレタン 12 倍とし、以下の品質・規格値を満たすものとする。

なお、これと異なる仕様を用いる場合は監督職員と協議するものとする。

2) 施工前に発泡試験を行い、密度や発泡倍率、圧縮強度等を確認するものとし、試験方法等は監督職員と協議するものとする。

(3) 施工に先立ち、施工計画書を作成し監督職員へ提出するものとする。

(4) 注入材については、関係法令を遵守し適切に保管するものとする。

(5) 注入は既設注入孔より行うものとする。注入量は流量記録紙及び空袋確認により行うものとする。

(6) 注入圧は 0.1～0.2MPa を標準とし、覆工コンクリートに悪影響を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

(7) 初期圧力より上昇しない場合は計画量の 1.5 倍を上限に増量するものとし、増量後も圧力の上昇が見られない場合は、監督職員と協議するものとする。

(8) 初期施工段階で設計注入量に対して実施注入量が多くなった箇所については、コアを採取し注入状況を確認するものとする。コア採取箇所については、監督職員と協議の上、決定するものとし、コア採取結果を監督職員へ報告するものとする。

(9) 施工中は安全面、周辺環境に十分留意し施工するものとする。

(10) 本工法に係わる材料の使用数量及び各工程の作業時間、労務配置等について歩掛検証を実施し、監督職員に報告するものとする。各様式については別途指示する。

5. 内面補強工

(1) 洗浄工

- 1) 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥、藻、苔、油脂類等の付着物及び剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し汚泥として処理を行うことを想定しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 標準洗浄圧は側壁 30MPa 及び底板 30MPa を想定しているが、側壁における付着力が品質管理を満足しない場合、監督職員と協議するものとする。
なお、洗浄水については、高圧洗浄機の詰まり防止のため水道水を計画している。
- 3) 高圧洗浄後に用水路の表面に付着物・劣化物のないコンクリート表面であることを確認するものとする。

(2) 炭素繊維グリッド系接着工

- 1) 高強度炭素繊維グリッドは、リベットアンカーで既設コンクリートに強固に固定するものとする。アンカー本数は10 本/m² 以上とし、既設コンクリートと補強材の間にできる限り隙間が生じないように施工するものとする。リベットアンカーで固定する際、ドリルによる削孔時やアンカー締め付け時にFRP グリッドに損傷を与えないよう注意して施工する。
- 2) トンネル横断方向の補強材の重ね継手部は、グリッドの交差部を3点(2格子)以上重ねるように配置する。また、トンネル縦断方向の補強材は突き合わせで配置する。
- 3) コンクリートの目地部及び継ぎ目部は、補強材および増厚材を連続施工せず、縁を切るものとする。

(3) 表面被覆工

1) プライマー工

ポリマーセメントモルタル塗布の下地は、プライマーを吹付機械又は刷毛・ローラーで塗布するものとする。

2) 左官工

①モルタル左官工法

ポリマーセメントモルタルを金コテや木ゴテ、ゴムヘラ等を用いて一様に塗布する。モルタルがグリッドの隅々に十分充填されるよう、すみやかにモルタル表面をコテで均一に押さえる。

塗布作業は、日平均5℃以上であることを確認し、施工を行うものとする。なお、加温等の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

また、湧水がある場合は、止水処理又は導水処理について監督職員と協議するものとする。

② 仕上げ工

モルタル表面が固まり始めたところで表面仕上げ材を撒布し、表面をコテで平滑に仕上げるものとする。

3) 養生

①夜間等で気温が4℃以下になる恐れがある場合は、シート養生を行うなど、ポリマーセメントモルタルの硬化に影響を与えないように留意するものとする。また、加温養生が必要なときは監督職員と協議するものとする。

③ 風の吹き込む施工箇所等では、モルタル表面が乾燥することによるひび割れを防ぐため必要に応じ適切な養生を行うものとする。

6. ウィーブホール補修工

- (1) ウィーブホール(削孔のみ)の設置位置、規格、寸法等は、図面に示すとおりであるが、湧水量の状況により設置位置等を変更する必要がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

7. 製管工

(1) 洗浄工

- 1) 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥、藻、苔、油脂類等の付着物及び剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し汚泥として処理を行うことを想定しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 標準洗浄圧は側壁 30MPa を想定しているが、側壁における付着力が品質管理を満足しない場合、監督職員と協議するものとする。
なお、洗浄水については、高圧洗浄機の詰まり防止のため水道水を計画している。
- 3) 高圧洗浄後に用水路の表面に付着物・劣化物のないコンクリート表面であることを確認するものとする。

(2) 製管工法（鋼製支保補強型）

1) 使用材料の保管

使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、雨等の影響を受けないように保管し、特に目地シール材やパネル背面グラウト材等は雨養生等の対策を行い保管すること。

2) 可塑モルタル注入工

鋼製枠鋼材を使い、レジコンパネル内巻補強断面を侵さないように一次覆工用パネルを設置し、背面充填工として可塑モルタル注入を行うものとする。

3) 鋼製支保工設置工

既設水路断面に沿うように基準点より順次組立を行う。

設置間隔は $c/c=1.0m$ にて左右バランスに留意し、パネルの取付に支障が無いよう設置すること。

4) パネル設置工

組立てられた支保工にパネル設置用鋼材を取付、SUS皿ボルトによりパネルを固定する。

5) 目地工

目地材のバックアップとして、プラスチック製のバックアップ材を設置すること。パネルの目地工は、事前に監督員の承諾を得るものとし、パネルの継目部を不純物が無いよう清掃し、乾燥後に目地材を充填するものとする。

6) グラウト工

グラウト材を既設水路とパネルの隙間に注入する。この際、グラウト圧力でパネルの変形が想定されるため、充填高さは $h=1.0m$ 以下とし、打設後12時間以上の固結養生時間を遵守すること。養生時間が不足する場合は、型枠支保工等設置の検討を監督員と協議すること。

8. 止水バンド設置

(1) 準備工

止水バンド設置に当たっては、施工箇所の汚れ、付着物や脆弱な部分を除去するものとする。

(2) 設置工

SUS バンドをジャッキにより拡張する時には油圧ゲージを確認しながらジャッキアップし、ジャッキを緩めないようにして固定金具の締付けを行う。ボルトの締付けはトルクレンチにより行い、所定のトルクを確保するものとする。また、水密ゴムの拡張厚みを計測器で4点以上測定記録し、管理値以下であることを確認するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない項目と管理基準等は、次によらなければならない。

(2) 出来形管理

1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
(鋼製支保補強型) 製管工法	支保工・高さ	基準値: $\pm 15\text{mm}$ 規格値: -25mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所測定するものとする。 上記未満は 2 箇所確認する。
	支保工・幅	基準値: $+25\text{mm}$ 、 -15mm 規格値: -25mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所測定するものとする。 上記未満は 2 箇所確認する。
	内巻パネル 高さ	基準値: $\pm 15\text{mm}$ 規格値: -25mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所測定するものとする。 上記未満は 2 箇所確認する。
	内巻パネル 幅	基準値: $+25\text{mm}$ 、 -15mm 規格値: -25mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所測定するものとする。 上記未満は 2 箇所確認する。
	延長	基準値: — 規格値: 施工延長 $\geq$ 設計延長	施工スパンごとに測定する。
	支保工・ レジンコンクリート パネル設置数	基準値及び規格値: 設計数量	バレル毎数量及び全数を測定する。
	グラウト注入量	基準値及び規格値: 設計注入量以上	注入ブロック毎に注入総量を確認する。
	外観	基準値及び規格値: 施工面に欠損、ひび割れ、 膨れ、たわみ、固定ボルト設置 及びグラウト注入不足等 がないこと。	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の 割合で施工面を目視又は、 打音確認する。 上記未満は 2 箇所確認する。

2) 写真撮影管理

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
(鋼製支保補強型) 製管工法	鋼製支保工 設置工	施工延長概ね 50～100m に つき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未滿は 2 箇所撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。 施工間隔、既設覆工部との離隔を測 定し撮影する。(1 断面 5 カ所程度)
	パネル設置工	施工スパン毎に撮影する。 概ね 50～100m につき 1 箇所の割 合で撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。
			SL 高さ付近で左右の延長を撮影す る。
	グラウト注入等	施工スパン毎に撮影する。	高さ・幅を撮影する。
			施工状況、使用機械を撮影する。
		全 1 回	品質管理を撮影する。 注入量が分かるもの(空袋・空缶)を 撮影する。

(3) 品質管理

1) 品質管理項目は以下のとおりとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
(鋼製支保補強型) 製管工法	高流動高強度充填材の圧縮強度試験	JIS A 1108	試料採取は混練地点 施工箇所/回
	高流動高強度充填材のフロー試験	JSCE-F541	試料採取は混練地点 50m3/回
	高流動高強度充填材の比重試験	重量測定法	試料採取は混練地点 50m3/回
	高流動高強度充填材のブリーディング 試験	JSCE-F533	試料採取は混練地点 50m3/回
	レジンコンクリートパネルの形状	メーカー基準	工場にて事前に確認
	レジンコンクリートパネルの圧縮強度	メーカー基準	工場にて事前に確認
	レジンコンクリートパネルの曲げ強度	メーカー基準	工場にて事前に確認
	レジンコンクリートパネルの粗度係数	メーカー基準	公的機関の試験結果 表を提出
	レジンコンクリートパネルの摩耗試験	メーカー基準	公的機関の試験結果 表を提出
	鋼製支保工の形状	メーカー基準	工場にて事前に確認
	鋼製支保工の所要強度	メーカー基準	試験成績表の提出
	その他監理員が指示する事項		その都度

2) 止水バンド

① 施工前の管理

受注者は、施工前に適切な締付強度を求め、結果を監督職員に提出しなければならない。

② 施工後の管理

受注者は、全設置箇所の締付強度を記録し、①で求めた締付強度にて施工したことを記録し、結果を監督職員に提出しなければならない。

(4) 中間技術検査

1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」に該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックシール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

1. 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要がある生じた場合。
2. 既設構造物撤去・復旧数量等に変更が生じた場合。又は処理方法に変更が生じた場合。
3. 原形復旧の変更、追加の必要がある生じた場合及び条件が著しく異なった場合。
4. 交通誘導警備員の変更が生じた場合。
5. 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
6. 排水量に著しい変更が生じ、これにより水替え工法の変更が生じた場合。
7. 新たに湧水が出現し、水替工及び対策工が必要となった場合。
8. 防音及び防振、防塵処理が必要となった場合。
9. 水質調査が必要となった場合。
10. 関連工事により変更が生じた場合。
11. 関係機関または第三者との協議により変更が生じた場合。
12. 歩掛調査等の追加が生じた場合。
13. 設計諸元に変更等が生じた場合。
14. 設計照査の結果、設計変更の必要性が生じた場合。
15. 新たな補修（ひび割れ補修等）の必要がある生じた場合。
16. 新たな補強等が必要となった場合。
17. 産業廃棄物処理の種類、数量に変更が生じた場合。
18. 排水処理等の対策が必要となった場合。
19. 指定仮設に変更及び追加が必要となった場合。
20. 第 4 章 2. 第三者に対する措置に変更が生じた場合。
21. 坑内及び暗渠内の換気等安全対策や照明設備が必要となった場合。
22. 仮設設備等に変更が必要となった場合。
23. 立坑補強工を追加する場合。
24. 工法変更の必要がある生じた場合。
25. 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。
26. その他精査により変更が生じた場合。
27. その他監督職員が必要と認めたもの。

第12章 設計変更等の業務

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議する。

第13章 その他

1. 契約後VE方式

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- ① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

- ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副 2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議によるものとする。

(2) 円滑化会議（工事着手後）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設

	④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

7. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

8. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われないう状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休 2 日 〔 現場閉所 1 週間に 2 日以上 〕	月単位の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知）。

以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

9. 週休 2 日制の促進

(1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

10. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『末野立坑＜施工箇所②＞、桜沢立坑・導水トンネル・暗渠区間＜施工箇所①＞（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。

また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。

一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

(3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

12. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第13章12（1）の箇所とする。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なおWBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

15. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

16. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 14 章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

関東農政局長 〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。